

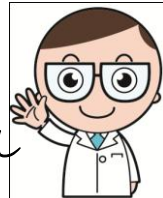
# 医業トピックスQA

平成 25 年  
7 月 19 日  
第 23 号

## 今月の院長先生からの質問

Q

医療機器の画像サーバーは医療用機器の特別償却に該当しますか？



A

医療機器の特別償却は現在 12% と 16% があり用途によって特別償却率が違います。

医療用機器の適用範囲に関しては、適用資産として該当するかどうか実務上、判断に迷うことが多々あります。そのため、国税庁は以下のページで特別償却の対象資産となりうるものを開示しております。

### ① 国税庁ホームページ

租税特別措置法第 12 条の 3 第 2 項及び第 45 条の 2 第 3 項の規定による特別償却の対象となる医療用機器等の範囲について別紙－医療用機器等に該当するもの－

### ② 平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 248 号

なお、ご質問の医療用機器の画像サーバーに関しては、この医療用機器の特別償却には該当しません

## 今月の時事ニュース

### 70歳～74歳の医療費2割負担「やることは既定路線」

田村憲久・厚生労働相は7月9日の閣議後会見で、現行1割に据え置かれている70歳～74歳の医療費窓口負担の引き上げについて、やることは既定路線。あとは時期ということになると言及した。

しかし、引き上げ時期は財源の問題や、低所得者対策の調整も進める必要性を指摘したうえで、「出来るだけ早く、来年度から（引き上げ）も視野に入れつつ、これから議論をさせていただきたい」と述べるにとどまった。